

平成28年5月定例教育委員会 会議次第

開催日時：平成28年5月27日（金）9時から
会 場：白杵庁舎 301会議室

1 開 会

2 教育長報告

3 協議事項

- | | |
|--------|----------------------------|
| 第26号議案 | 白杵市職員の人事評価の実施に関する規程の制定について |
| 第27号議案 | 白杵市文化財保存事業補助金交付要綱の一部改正について |
| 第28号議案 | 平成28年度補正予算（6月定例市議会）について |
| 第29号議案 | 国宝白杵磨崖仏保存修理委員会委員の委嘱について |

4 学力向上について

5 教育予算等について

6 閉 会

連絡事項

- (1) 平成28年6月定例教育委員会の開催について
平成28年6月 日（ ） 時から

平成28年5月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成28年5月定例教育委員会付議議案 目次

第26号議案	臼杵市職員の人事評価の実施に関する規程の制定について……1
第27号議案	臼杵市文化財保存事業補助金交付要綱の一部改正について……7
第28号議案	平成28年度補正予算（6月定例市議会）について……9
第29号議案	国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員の委嘱について…… 10

第26号議案

臼杵市職員の人事評価の実施に関する規程の制定について

臼杵市職員の人事評価の実施に関する規程の制定について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

平成28年5月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

臼杵市教育委員会訓令第 号

臼杵市職員の人事評価の実施に関する規程の制定について

（目的）

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第2項の規定に基づき、職員（臼杵市職員の給与に関する条例（平成17年条例第51号）第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）に対する人事評価の実施について必要な事項を定め、人事評価を公平かつ適正に実施することにより、人事管理の公正な運営を確保し、もって職員の自主的な能力向上を促進し、質の高い行政サービスを提供しうる職員の人材育成を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令で使用する用語は、地方公務員法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）人事評価 職員が割り当てられた職務を遂行するに当たり発揮した能力、業績及び職務に取り組む態度をこの訓令の定める手続により評価し、かつ、公式に記録することをいう。

（2）評価者 人事評価を行う職員をいう。

（3）被評価者 人事評価の対象となる職員をいう。

（被評価者の範囲）

第3条 被評価者は、次に掲げる者を除く職員とする。

（1）特別職

（2）他の自治体等に派遣している職員

2 前項の規定にかかわらず、評価期間において勤務した期間が50%未満の被評価者その他任命権者が人事評価を行うことが適当でないとする被評価者については、人事評価を実施しないものとする。

(人事評価の方法)

第4条 人事評価は、勤務態度評価、業績評価、能力評価及び特別評価によるものとする。

2 勤務態度評価は、当該勤務態度評価に係る評価期間において、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した取組姿勢や就業意欲、勤務態度を評価することにより行うものとする。

3 業績評価は、当該業績評価に係る評価期間において職員が果たすべき役割について、業務に関する目標を定めることその他の方法により当該職員に対してあらかじめ示した上で、当該役割を果たした程度を評価することにより行うものとする。

4 能力評価は、当該能力評価に係る評価期間において現実に職員が職務遂行の中でとった行動を、評価項目及び行動に照らして、当該職員が発揮した能力の程度を評価することにより行うものとする。

5 特別評価は、職員が次の各号に掲げる場合に実施し、評価基準日は、その都度定める。

(1) 条件付採用期間中の職員が条件付採用期間開始の日から5月を経過した場合

(2) 前条第1項第2号及び同条第2項に該当して、人事評価を実施しなかった職員について、その理由が消滅し、公正な人事評価を実施することができると認められるに至った場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める場合

(評価期間及び評価基準日)

第5条 人事評価の評価期間及び評価基準日は、次のとおりとする。

(1) 勤務態度評価の評価期間は4月1日から3月末日までとし、評価基準日は4月1日とする。

(2) 業績評価の評価期間は4月1日から3月末日までとし、評価基準日は4月1日とする。

(3) 能力評価の勤務評価は4月1日から3月末日までとし、評価基準日は4月1日とする。

(人事評価の評価者)

第6条 人事評価の評価者は、一次評価者及び二次評価者とし、その区分は別表第1に定めるとおりとする。

2 評価者の評価における役割は次に定めるとおりとする。

(1) 一次評価者 被評価者の評価期間中の行動等に基づき評価を行う。

- (2) 二次評価者 一次評価者の評価を参考に、調整を含めた評価を行う。
- 3 評価者の責務は、次に定めるとおりとする。
- (1) 組織及び職場の目標や課題を被評価者と共有し、面談を通じ被評価者個人の目標設定に関し適切な指導を行うとともに、適時被評価者の業務遂行状況に注意を払い、指導するよう努めること。
- (2) 職員の勤務実績について客観的で公正な評価を行うこと。
- (3) 人事評価の結果に応じ、被評価者に適正な指導を行うこと。
- (4) 職員に対する指導監督能力の向上、及び人事評価の評価技術の向上に努めること。
- 4 評価者は、人事評価に関し知り得た秘密及び人事評価の結果を本人以外の何人にも漏らしてはならない。

(人事評価の実施)

第7条 人事評価は次の手順で実施するものとする。

- (1) 期首ミーティング 一次評価者（副市長及び教育長を除く。）から被評価者に対し重点課題・目標を示す。
- (2) 目標の設定 被評価者は、示された課題等を踏まえ自らの目標設定を行う。
- (3) 期首面談 一次評価者と被評価者が設定目標について面談を行う。
- (4) 二次評価者による確認 一次評価者が承認した被評価者の個人目標を二次評価者が確認する。なお、確認された個人目標管理シートの原本は市長室長が管理する。
- (5) 中間面談 中間時点での状況を確認し、目標達成への取り組みや能力発揮への助言、指導、勤務態度のあり方などの摺り合わせを行う。
- (6) 期末本人評価 被評価者は、期末に個人目標管理の達成度及び評価期間中の結果について本人評価を行い、一次評価者に提出する。
- (7) 一次評価 一次評価者は、被評価者から提出された本人評価を踏まえ、評価基準によって評価を行う。なお、勤務の形態により一次評価者単独での評価が困難である場合には関係する他の評価者の意見を求めることができる。
- (8) 二次評価 二次評価者が一次評価の結果を参考に二次評価を行う。ただし、一次評価が妥当でないと判断される場合には、一次評価者に対し再評価を命ずることができる。
- (9) 期末面談及び結果の開示 一次評価者が被評価者と面談を行い、自己評価と上司評価の差異を中心に事実関係の確認と評価の説明を行う。また、必要に応じて上司評価の結果を本人に開示するとともにその内容等に関して指導助言を行う。
- 2 評価期間中に評価者又は被評価者が異動した場合は、前任の評価者が後任の評価

者に対し必要な事項を引き継ぐこととし、後任の評価者が人事評価を行うものとする。

(評価項目)

第8条 人事評価において職務段階ごとに求められる評価項目は、別表第2に定めるところによる。

(人事評価の評価段階の定義)

第9条 人事評価の評価段階は、別表第3に定めるとおりとする。

(評価の調整)

第10条 総務部長及び市長室長は、部署間の人事評価の不均衡を調整するものとする。

(人事評価の開示)

第11条 一次評価者は、被評価者の開示に関する意思の確認を行った上で、評価結果を開示するものとする。

(相談等の申出)

第12条 人事評価の実施に伴う疑問や不満への対応は、次により行うものとする。

(1) 相談対応 一次評価者又は二次評価者は、被評価者からの口頭による申出を受け、説明対応を行うものとする。

(2) 相談申立て 被評価者は、前号の対応を受け、いまだ納得することができない場合は、書面により市長室長に対し申立てを行い、回答を求めることができる。

(3) 異議申立て 被評価者は、前号の回答を不服とする場合には、人事評価審査委員会に異議申立てをすることができる。

2 職員は、前項の申出等をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(人事評価審査委員会)

第13条 前条第1項第3号の規定による職員からの異議申立てを審査するため、白杵市人事評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第14条 委員会は、申立てのあった評価結果の正当性について審査する。

(組織)

第15条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 副市長

(2) 総務部長

(3) 申立人を所管しない部長職

(4) 職員代表2名（管理職を除く。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指名する者
(会議)

第16条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査案件の当事者である委員は、次条の場合を除き、会議に参加することができない。

(関係者の出席)

第17条 委員会は、その審議上必要があると認めるときは、審議に関係のある者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第18条 委員会の庶務は、総務部市長室において処理する。

(処遇への反映)

第19条 人事評価の結果は、公務能率の向上及び人材育成を図るため、職員の昇給、降給、昇任、降任及び勤勉手当の成績率に反映させるほか、研修等必要な措置を講ずる際の基準として活用するものとする。

(委任)

第20条 この訓令に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

理 由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、平成28年4月1日より人事評価制度の導入が義務付けられ、臼杵市でも試行期間としてこれまで人事評価を実施しているが、平成28年4月1日を施行日として規程を定める必要があるため。

なお、制定については、各任命権者ごと（市教委職員は、教育委員会）に定める必要があり、市長部局他と共同訓令として公布したい。

別表第1（第6条関係）

被評価者	1次評価者	2次評価者
部長職	副市長又は教育長	—
課長職・参事職	部長職	副市長又は教育長
総括課長代理職及び課長代理職	課長職・参事職	部長職
一般職	課長職・参事職	部長職

別表第2（第8条関係）

階層	一般職	監督職（総括）	課長代理職	管理職（課長・参事）	部長職
勤務態度評価	責任感				
	規律性				
	積極性				
	協調性				
	市民対応				
能力評価	知識・技術				
	理解力	企画力		決断力	
	表現力	説明・調整力		政策形成力	
	改善力	指導・育成力		評価能力	
業績評価	目標管理				
	定例業務				

別表第3（第9条関係）

評価	勤務態度評価	能力評価	業績評価	
			目標管理	定例業務
5	特に高いレベルで行動している 特筆すべき事実あり	特に高いレベルで能力発揮している 特筆すべき事実あり	目標を特に大きく上回る 特筆すべき成果あり	期待を特に大きく上回る特筆すべき成果あり
4	高いレベルで行動している	高いレベルで能力発揮している	目標を大きく上回る達成	期待を大きく上回る成果あり
3	問題ない	保持している・達成している	目標を達成した	期待どおりの成果あり
2	問題のある行動がみられた	努力を要する	目標未達成	物足りない

第27号議案

臼杵市文化財保存事業補助金交付要綱の一部改正について

臼杵市文化財保存事業補助金交付要綱（告示第100号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成28年5月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市文化財保存事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

臼杵市文化財保存事業補助金交付要綱（平成17年臼杵市告示第100号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
1 国指定の文化財又はその他の文化財で国庫補助金の交付を受け、て実施する事業	所有者等が実施する文化財の管理又は修理に要する経費のうち国庫補助の対象となる経費	補助対象額から国及び県補助金を差し引いた額の2分の1以内
2 県指定の文化財で県補助金の交付を受け、て実施する事業	所有者等が実施する文化財の管理又は修理に要する経費のうち県補助の対象となる経費	補助対象額から県補助金を差し引いた額の2分の1以内
3 県指定の無形文化財、無形民俗文化財で県補助金の交付を受け、て実施する事業	保存会等が実施する事業のうち県補助の対象となる経費	補助対象額から県補助金を差し引いた額の2分の1以内

4 市指定の文化財に係る保存、修理等の事業	所有者等が実施する文化財の管理又は修理に要する経費（重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）の4に掲げる経費の例による。）	補助対象経費の2分の1以内
5 地域伝統芸能行事用具整備事業	伝統芸能の継承事業として行う獅子舞及び神楽並びに太鼓等の用具の更新又は大規模な修繕に要する経費	補助対象経費の2分の1以内。ただし、10年以内に重複して補助金を交付する場合の補助金の総額は、50万円を限度とし、国又は県その他の団体による補助事業により用具の更新又は大規模な修繕を行ったときは、市の補助金は交付しないものとする。
6 文化財愛護少年団の育成事業	文化財愛護少年団が実施する文化財愛護活動事業に要する経費	予算の範囲内
7 その他文化財関係団体の育成事業	文化財関係団体が実施する事業に要する経費	予算の範囲内。ただし、補助対象となる事業期間は3年以内とする。

附 則

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

理由

国指定、県指定、市指定の文化財等へ保存修理及び県指定の無形文化財等の後継者育成に対する補助率を明文化する必要があるため。

第28号議案

平成28年度補正予算（6月定例会市議会）について

平成28年度予算を補正することについて、議会の議決を必要とするので、下記議案を提出することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定に基づき議決を求める。

平成28年5月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

記

平成28年度補正予算（6月定例会市議会）について

平成28年度補正予算（6月定例会市議会）（案）について別紙のとおり提出する。

平成28年6月 日提出

臼杵市長 中野 五郎

理由

教育委員会事務局における平成28年度補正予算を提出するため。

第 29 号議案

国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員の委嘱について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 13 号の規定に基づき議決を求める。

平成 28 年 5 月 27 日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会要綱（平成 17 年教育委員会告示第 8 号）第 3 条の規定に基づき、下記の者に国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員を委嘱する。

記

氏名	性別	年齢	所属	専門分野
かわのべ 川野邊 わたる 渉	男	60	東京文化財研究所 特任研究員	保存科学 高分子化学

任期：平成 28 年 6 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

理由

国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員の任期が満了となり、引き続き委嘱する必要があるため。

平成28年5月

【定例教育委員会資料編】

平成28年5月定例教育委員会資料編 目次

第26号議案	臼杵市職員の人事評価の実施に関する規程の制定について……1
第27号議案	臼杵市文化財保存事業補助金交付要綱の一部改正について……2
第28号議案	平成28年度補正予算（6月定例市議会）について ……6

地方公務員法及び地方独立行政法人法 の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の概要

公布：平成26年5月14日

1. 能力及び実績に基づく人事管理の徹底

(1) 能力本位の任用制度の確立

任用（採用、昇任、降任、転任）の定義を明確化するとともに、職員
の任用は、職員の人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとする。

○ 任用の方法

- ・人事評価その他の能力の実証→標準職務遂行能力と適性を有するかどうかを判断。
- ・標準職務遂行能力→課長級・係員級などの職制上の段階に応じ、職務を遂行する上で発揮することが求められる能力。任命権者が定める。

<国の例> 課長（構想、判断、組織統率・人材育成 等）
係員（知識・技術、コミュニケーション 等）

(2) 人事評価制度の導入

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする。

○ 勤務評定との違い

- ・勤務評定→「評価項目が明示されない」「上司からの一方的な評価で結果を知らされない」「人事管理に十分活用されない」などの問題点が指摘
- ・人事評価→能力・業績の両面から評価。評価基準の明示や自己申告、面談、評価結果の開示などの仕組みにより客観性等を確保し、人材育成にも活用

○ 人事評価の根本基準等

- ・人事評価の根本基準→職員の人事評価は、公正に行われなければならない。
- ・人事評価の実施→任命権者は、人事評価の基準及び方法を定め、これを定期的に行う。

<参考> 国の人事評価制度と同様の取組（能力評価及び業績評価（目標管理））を行っている団体
（平成24年度）

都道府県：37/47団体（78.7%） 指定都市：19/20団体（95.0%）

市区町村：563/1,722団体（32.7%） ※一部の職位で行っている場合を含む。

(3) 分限事由の明確化

分限事由の一つとして「人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らし
て、勤務実績がよくない場合」と明確化する。

(4) その他

職務給原則を徹底するため、地方公共団体は給与条例で「等級別基準
職務表」を定め、等級別に職名ごとの職員数を公表するものとする。

○ 等級別基準職務表

- ・職務給原則→職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。（地公法第24条第1項）
- ・「等級別基準職務表」→給料表の等級別の分類の基準となる職務内容を示したもの。

（例：6級＝本庁の課長の職務、3級＝係長又は主査の職務 など）

※ これまでは、助言により条例化を促進。

※ 特定地方独立行政法人の職員に対しても、同様の措置を講ずる。

白杵市文化財保存事業補助金交付要綱（平成17年白杵市告示第100号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○白杵市文化財保存事業補助金交付要綱</p> <p>平成17年1月1日 告示第100号</p> <p>改正 平成26年3月26日告示第29号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 市長は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び白杵市文化財保護条例（平成17年白杵市条例第208号）の規定に基づき、文化財の調査及び保存、活用を図るため、団体及び所有者等に対し、予算の定めるところにより白杵市文化財保存事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、白杵市補助金等交付規則（平成17年白杵市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。</p> <p>（補助対象事業及び経費並びに補助率）</p> <p>第2条 前条の補助金の交付対象となる事業及び経費並びに補助率は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。</p> <p>（補助金の交付申請）</p> <p>第3条 補助金の申請は、規則第5条によるものとし、その他添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、後継者育成事業については、規則第5条第4号の書類は除くものとする。</p> <p>（1） 現況写真</p> <p>（2） 文化財の所在の場所を示す地図</p> <p>（3） 前2号に掲げるもののほか、参考となる書類</p> <p>（記載事項の変更承認申請）</p> <p>第4条 規則第7条第1項の規定により補助事業の内容、経費の配分又は施行計画の変</p>	<p>○白杵市文化財保存事業補助金交付要綱</p> <p>平成17年1月1日 告示第100号</p> <p>改正 平成26年3月26日告示第29号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 市長は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び白杵市文化財保護条例（平成17年白杵市条例第208号）の規定に基づき、文化財の調査及び保存、活用を図るため、団体及び所有者等に対し、予算の定めるところにより白杵市文化財保存事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、白杵市補助金等交付規則（平成17年白杵市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。</p> <p>（補助対象事業及び経費並びに補助率）</p> <p>第2条 前条の補助金の交付対象となる事業及び経費並びに補助率は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。</p> <p>（補助金の交付申請）</p> <p>第3条 補助金の申請は、規則第5条によるものとし、その他添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、後継者育成事業については、規則第5条第4号の書類は除くものとする。</p> <p>（1） 現況写真</p> <p>（2） 文化財の所在の場所を示す地図</p> <p>（3） 前2号に掲げるもののほか、参考となる書類</p> <p>（記載事項の変更承認申請）</p> <p>第4条 規則第7条第1項の規定により補助事業の内容、経費の配分又は施行計画の変</p>

更をする場合は、補助事業変更承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をする場合は、この限りではない。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
 - (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減
- （補助金の交付方法）

第5条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付の請求）

第6条 補助金の交付決定通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、規則第11条第2項の規定に基づき請求するものとする。

（帳簿の整備）

第7条 規則第12条の規定による帳簿は、事業完了後の年度の翌年から起算して5年間で整備保管しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助金等の交付の決定を受けたものは、事業完了後速やかに事業の成果を記載した事業実績報告書に、次に掲げる書類を添付して報告しなければならない。

- (1) 補助事業実施実績書（様式第2号）
- (2) 設計書及び設計図又はそれに準ずる資料（交付申請書と変更があった場合）
- (3) 事業の成果（経過）を証する書類及び写真

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の野津町文化財保存事業補助金交付要綱（昭和63年野津町要綱第3号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告

更をする場合は、補助事業変更承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をする場合は、この限りではない。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
 - (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減
- （補助金の交付方法）

第5条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付の請求）

第6条 補助金の交付決定通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、規則第11条第2項の規定に基づき請求するものとする。

（帳簿の整備）

第7条 規則第12条の規定による帳簿は、事業完了後の年度の翌年から起算して5年間で整備保管しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助金等の交付の決定を受けたものは、事業完了後速やかに事業の成果を記載した事業実績報告書に、次に掲げる書類を添付して報告しなければならない。

- (1) 補助事業実施実績書（様式第2号）
- (2) 設計書及び設計図又はそれに準ずる資料（交付申請書と変更があった場合）
- (3) 事業の成果（経過）を証する書類及び写真

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の野津町文化財保存事業補助金交付要綱（昭和63年野津町要綱第3号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告

示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年3月26日告示第29号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
国指定の文化財又はその他の文化財で国庫補助金の交付を受けて実施する事業	所有者等が実施する文化財の保存、修理等に要する経費のうち国庫補助の対象となる経費	補助対象額から国および県補助金を差し引いた額の2分の1以内
県指定の文化財に係る事業	所有者等が実施する文化財の保存、修理等に要する経費のうち県補助の対象となる経費	補助対象額から県補助金を差し引いた額の2分の1以内
県指定の無形文化財、無形民俗文化財の後継者育成等事業	保存会等が実施する後継者育成等に要する経費のうち県補助の対象となる経費	補助対象額から県補助金を差し引いた額の2分の1以内
市指定の文化財に係る事業	所有者等が実施する文化財の保存、修理等に要する経費	補助対象経費の2分の1以内

示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年3月26日告示第29号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
1 国指定の文化財又はその他の文化財で国庫補助金の交付を受けて実施する事業	所有者等が実施する文化財の管理又は修理に要する経費のうち国庫補助の対象となる経費	補助対象額から国及び県補助金を差し引いた額の2分の1以内
2 県指定の文化財で県補助金の交付を受けて実施する事業	所有者等が実施する文化財の管理又は修理に要する経費のうち県補助の対象となる経費	補助対象額から県補助金を差し引いた額の2分の1以内
3 県指定の無形文化財、無形民俗文化財で県補助金の交付を受けて実施する事業	保存会等が実施する事業	補助対象額から県補助金を差し引いた額の2分の1以内
4 市指定の文化財に係る事業	所有者等が実施する文化財の管理又は修理に要する経費（重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費） 国庫補助要項（昭和5	補助対象経費の2分の1以内

<u>地域</u> 伝統芸能伝承事業として補助対象経費の2分の1以内。ただし、行事用具整備事業 行う獅子舞及び神楽並びに太鼓等の用具の更新及び大規模な修繕に要する経費	10年以内に重複して補助金を交付する場合の補助金の総額は、50万円を限度とし、国及び県その他の補助事業により用具の更新及び大規模な修繕を行ったときは、市の補助金は交付しないものとする。	
<u>文化財</u> 文化財愛護少年団が実施する育成事業に要する経費	予算の範囲内	
<u>その他</u> 文化財関係団体の育成事業に要する経費	予算の範囲内。ただし、補助対象となる事業期間は3年以内とする。	

様式第1号 (第4条関係)

〔略〕

様式第2号 (第8条関係)

〔略〕

		<u>4年5月1日文化庁長官裁定)の4に掲げる経費の例による。)</u>
<u>5 地域</u> 伝統芸能伝承事業として補助対象経費の2分の1以内。ただし、行事用具整備事業 行う獅子舞及び神楽並びに太鼓等の用具の更新又は大規模な修繕に要する経費	10年以内に重複して補助金を交付する場合の補助金の総額は、50万円を限度とし、国又は県その他の団体による補助事業により用具の更新又は大規模な修繕を行ったときは、市の補助金は交付しないものとする。	
<u>6 文化財</u> 文化財愛護少年団が実施する育成事業に要する経費	予算の範囲内	
<u>7 その他</u> 文化財関係団体の育成事業に要する経費	予算の範囲内。ただし、補助対象となる事業期間は3年以内とする。	

様式第1号 (第4条関係)

〔略〕

様式第2号 (第8条関係)

〔略〕

平成28年度 6月補正予算要求事項説明資料

一般 会計

教育委員会事務局

(単位:千円)

No.	課名	費目				事項	予算額	財源内訳				説明	
		款	項	目	節			国庫支出金	地方債	その他特財	一般財源		
1	文化・文化財課	10	5	4	19	文化財保存事業補助金	1,629	0			1,629	白杵護国神社神楽殿屋根修繕工事費補助金 3,259,148円×1/2以内=1,629,574円	追加

平成28年5月

定例教育委員会追加議案

臼杵市教育委員会

平成28年5月定例教育委員会追加議案 目次

第30号議案	臼杵市社会教育委員の委嘱について	1
報告 第3号	公立幼稚園保育料の改定について	3

第30号議案

臼杵市社会教育委員の委嘱について

臼杵市社会教育委員を委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第13号の規定に基づき議決を求める。

平成28年5月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤 克己

任期途中で所属団体の役員交代が生じ変更の届け出を受けたため、臼杵市社会教育委員を社会教育法 第15条及び臼杵市社会教育委員条例（平成17年条例第201号）第3条の規定に基づき、平成28年6月1日付けで下記の者に委嘱する。

記

臼杵市PTA連合会代表（家庭教育分野）

（ 変更前 ） 野上 亜津子

（ 変更後 ） 佐藤 寛倫

任期 平成27年6月1日～平成29年5月31日
（前委員の残任期間とする）

理 由

社会教育法及び臼杵市社会教育委員条例に基づき委員を委嘱する必要があるため。

臼杵市社会教育委員名簿

平成28年6月1日現在（改正）

NO	氏名	住所	分野	備考	性別
1	佐藤 寛倫	あすとぴあ 6組-9	家庭教育関係	臼杵市PTA連合会	男
2	佐藤 繁子	戸室10-1組	社会教育関係	臼杵市ボランティア連絡協議会	女
3	大塚 喜美子	野津町南長小野	社会教育関係	野津町連合婦人会	女
4	原 陽子	野津町板屋	家庭教育関係	読み聞かせボランティア	女
5	亀井 美和子	野津町寺小路	社会教育関係	吉四六の里文化推進協議会	女
6	油布 信生	塩田7組	社会教育関係	臼杵市子ども会育成会連絡協議会	男
7	小高 恵美子	西海添6組	社会教育関係	臼杵市女性団体連絡会	女
8	大塚 幸巳	下の江浦	社会教育関係	地域振興協議会・高齢者教育団体	男
9	山村 雅洋	浄光台4組	識見者（人権同和教育）	人権同和教育指導員	男
10	藤澤 勝美	立野2組	識見者（歴史文化）	退職校長会	男
11	木原 七郎	高山山路	識見者（家庭教育）	放課後児童クラブ・児童民生委員・放課後子ども教室	男
12	桑原 幸八郎	望月 下南小学校校長	学校教育関係	校長会代表（小学校）	男
13	安東 雅幸	戸室 西中学校	学校教育関係	校長会代表（中学校）	男

※任期：平成27年6月1日～平成29年5月31日

※臼杵市PTA連合会役員交代に基づき委員変更

佐藤寛倫氏の任期は野上亜津子委員の残任期間：平成28年6月1日～平成29年5月31日

報告第3号

市立幼稚園保育料の改定について

臼杵市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の改定に伴い、市立幼稚園の保育料が改定されますので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年1月1日教育委員会規則第6号）第1条第2項に基づき報告します。

平成28年5月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

4月1日条例改正内容

年収約360万円未満相当（第3階層以下）の世帯については在園児の兄姉の学年に係らず、戸籍上第2子の利用者負担額を1/2、第3子以降を無償とし、同階層で父子母子世帯等の世帯は、戸籍上の第2子から無償とする。

改正前

別表第1(第3条関係)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額)	
階層区分		定義		
第1階層	通常	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	
第2階層	通常	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の	市民税非課税世帯	1,800円
	母子父子世帯			0円
第3階層	通常	市民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市民税所得割課税額77,100円以下	8,000円
	母子父子世帯			4,000円
第4階層	通常		市民税所得割課税額211,200円未満	14,300円
第5階層	通常		市民税所得割課税額211,200円以上	17,900円

満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが2人以上の場合その範囲の中で

- ・対象園児が1番上の場合・・・利用者負担額
- ・対象園児が2番目の場合・・・利用者負担額の1/2
- ・対象園児が3番目以降の場合・・・無償

改正後

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)				
階層区分		定義	第1子	第2子	第3子以降	
第1階層	通常	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0円	0円	0円
第2階層	通常	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの	市民税非課税世帯	1,800円	900円	0円
	母子父子世帯		0円	0円	0円	
第3階層	通常	利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市民税所得割課税額	8,000円	4,000円	0円
	母子父子世帯		77,100円以下	4,000円	0円	0円
第4階層	通常	市民税所得割課税額 211,200円未満	14,300円	7,150円	0円	
第5階層	通常		市民税所得割課税額 211,200円以上	17,900円	8,950円	0円

第3階層以下の世帯については、在園児の兄姉の学年に係らず以下の金額、

【通常】

- ・ 戸籍上第1子の場合・・・利用者負担額
- ・ 戸籍上第2子の場合・・・利用者負担額の1/2
- ・ 戸籍上第3子以降の場合・・・無償

【父子母子世帯】

- ・ 戸籍上第1子の場合・・・利用者負担額
- ・ 戸籍上第2子以降の場合・・・無償

第4階層以上の世帯については

満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが2人以上の場合その範囲の中で

- ・ 対象園児が1番上の場合・・・上記負担額
- ・ 対象園児が2番目の場合・・・上記負担額の1/2
- ・ 対象園児が3番目以降の場合・・・無償